

平成二十八年政令第八十五号

社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 抄

内閣は、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第二十八條第二項及び第三十四條、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十六條の二及び第八十九條第一項、社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第五十五号）第二條第三項第七号、第十五條第二項及び第十八條並びに社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二條第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備（第一条―第四条）

第二章 経過措置（第五条―第七条）

附則

第二章 経過措置

（改正法附則第二十八條第二項の規定による退職手当金の額の計算の基礎となる額）

第五条 社会福祉法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二十八條第二項の規定により同項各号に規定する者について改正法第三條の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下「旧共済法」という。）第八條及び第九條、社会福祉施設職員等退職手当共済法第九條の二、旧共済法第十一條並びに介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）附則第二十五條第二項の規定の例により退職手当金の額を計算する場合においては、旧共済法第八條第一項に規定する政令で定める額は、改正法附則第二十八條第二項に規定する第二号施行日（第七條において「第二号施行日」という。）以後に退職（社会福祉施設職員等退職手当共済法第七條に規定する退職をいう。以下この条において同じ。）をした日の属する月前（当該退職をした日が月の末日である場合は、その月以前）における被共済職員期間の計算の基礎となった最後の六月の本俸の総額を六で除して得た額についての社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令第三條の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

（平成二十八年四月三十日までの間に特定介護保険施設等職員となった者に関する経過措置）

第六条 社会福祉施設職員等退職手当共済法第四條の二第二項の規定により平成二十八年四月三十日までの間に改正法第三條の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下「新共済法」という。）第二條第三項に規定する特定介護保険施設等（以下「特定介護保険施設等」という。）（改正法附則第二十六條第一項に規定する障害者支援施設等に限る。）となったものとみなされたことにより社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下「共済法」という。）第二條第七項に規定する特定介護保険施設等職員（以下「特定介護保険施設等職員」という。）となった者（同月一日において現に同条第十項に規定する共済契約者（社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成十二年法律第十一号）次条第一項において「社会福祉事業法等改正法」という。）附則第二十三條第一項の規定を受ける者を含む。以下「共済契約者」という。）に使用され、かつ、その者の経営する当該特定介護保険施設等となったものとみなされた施設又は事業の業務に常時従事することを要する者に限る。）については、同月一日において特定介護保険施設等職員となったものとみなす。

（既加入施設職員等に関する経過措置）

第七条 当分の間、第二條の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（以下「新令」という。）第六條第二項第一号に掲げる施設に使用される特定介護保険施設等職員について、改正法附則第二十九條の規定を適用しないものとして同号の規定により算定した同号に規定する措置入所障害児関係業務従事職員数が、第二号施行日の前日に共済法第二條第十一項に規定する被共済職員（社会福祉事業法等改正法附則第二十三條第一項の規定を受ける共済契約者）に使用される者を含む。附則第二條第二項を除き、以下「被共済職員」という。）であった者のうち、第二号施行日以後において特定介護保険施設等職員であるもの（共済契約者に継続して

使用され、かつ、当該施設の業務に常時従事することを要する者に限る。以下「既加入施設職員」という。）の数より多いときは、当該既加入施設職員については、改正法附則第二十九條の規定は、適用しない。

2 当分の間、新令第六條第二項第二号に掲げる事業所（法第二條第三項第三号又は新令第二條の二第八号に掲げる事業を行う事業所を除く。）に使用される特定介護保険施設等職員について、改正法附則第二十九條の規定を適用しないものとして新令第六條第二項第二号の規定により算定した同号に規定する特定職員数が、第二号施行日の前日に被共済職員であった者のうち、第二号施行日以後において特定介護保険施設等職員であるもの（共済契約者に継続して使用され、かつ、当該事業所の業務に常時従事することを要する者に限る。以下「既加入事業所職員」という。）の数より多いときは、当該既加入事業所職員については、改正法附則第二十九條の規定は、適用しない。

附則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、附則第十條の規定は、公布の日から施行する。